

藤沢市 通学路交通安全プログラム

令和 7 年 4 月

藤沢市通学路安全対策検討会議

1 通学路交通安全プログラム策定の背景・目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒の死傷事故が相次いだことから、同年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁から、通学路の緊急合同点検を実施するよう通知が発せられました。

また、平成25年12月には、各自治体における通学路安全確保のための推進体制の構築、合同点検の継続的实施についての基本方針を策定することが推奨されたところです。

本市では、これらの通知を受け、継続して通学路の安全確保に取り組んでいくために、「藤沢市通学路交通安全プログラム」を策定します。

2 通学路の安全確保の推進体制について

通学路の安全確保については、以下の関係機関の連携により取組を進めるととします。

(1) 教育関係

ア 藤沢市教育委員会（教育総務課、学務保健課）

イ 市内小学校（校長、教頭、教職員、保護者等）

(2) 道路管理者等

ア 藤沢市防災安全部（防犯交通安全課）

イ 藤沢市市民自治部（市民自治推進課、市民センター）

ウ 藤沢市計画建築部（建設総務課）

エ 藤沢市道路下水道部（道路下水道総務課、道路整備課、道路維持課）

オ 藤沢市子ども青少年部（青少年課）

カ 道路管理者（国、県）

（３）警察

ア 藤沢警察署

イ 藤沢北警察署

３ 通学路安全対策検討会議について

通学路の安全確保について、庁内各課で横断的かつ効率的、効果的に取り組んでいくため、平成２５年度に標記会議を設置いたしました。

この会議における具体的な取組は、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関との調整を図りながら安全対策の検討を行うものです。

会議構成課

- （１）藤沢市教育委員会（教育総務課、学務保健課）
- （２）藤沢市防災安全部（防犯交通安全課）
- （３）藤沢市市民自治部（市民自治推進課）
- （４）藤沢市計画建築部（建設総務課）
- （５）藤沢市道路下水道部（道路下水道総務課、道路整備課、道路維持課）
- （６）藤沢市子ども青少年部（青少年課）

４ 具体的な取組について

- （１）合同点検の実施方法等

市内市立小学校より年１回危険箇所の報告及び放課後児童クラブの来所・帰宅経路の該当箇所の相談を受け、その後合同点検を実施します。

合同点検を効率的・効果的に行うために、通学路安全対策検討会議内で危険箇所
の報告内容等を精査したうえで合同点検を実施します。

また、必要に応じて登校時間帯による合同点検を実施します。

（２）合同点検の参加者

各学校や地域の特性を踏まえ、「２ 通学路の安全確保の推進体制について」で
挙げた関係機関担当者及び保護者等が参加する合同点検を実施します。

（３）安全対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩
道整備やグリーンベルト等の路面標示設置のようなハード面の安全対策や、交
通取締りや児童生徒への交通安全教育の実施のようなソフト面の安全対策など、
対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（４）安全対策の実施

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図り
ます。

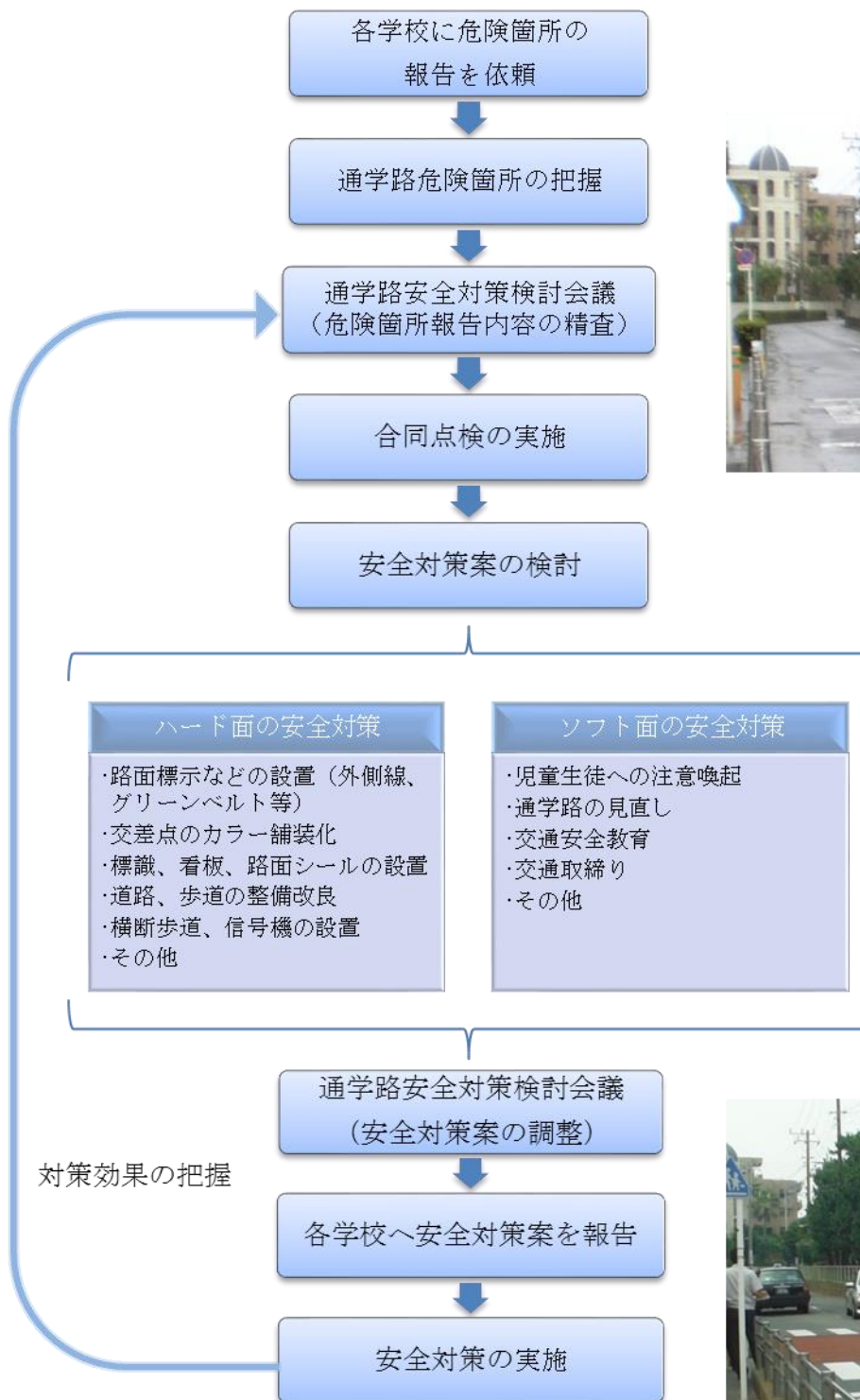
また、安全対策実施後も学校等からの情報収集等により、対策効果の把握に努
め、さらなる改善・充実について検討します。

５ 安全対策箇所の公表

点検箇所ごとの安全対策内容について、関係者間で認識を共有するため、その
情報を公表します。

通学路交通安全プログラム フロー図

～危険箇所把握から点検、安全対策実施までの流れ～



合同点検実施前



安全対策実施後